

宮崎県地域公共交通計画（素案）に対する協議会からの御意見について

番号	所属	該当ページ	該当箇所・項目	該当部分及び御意見の要旨	考え方
1	宮崎交通(株) 代表取締役社長	1、36	第1章 1-1 背景と目的 第3章 3-3 関係者の役割分担	バス事業者は安全性の確保に注力しており、関係者の役割等に「安全」が前提としてあることを記載してほしい。	安全性の確保は、これまで公共交通機関が遵守してきた最も重要な事項の1つであるため、第1章の「背景と目的」及び第3章の「関係者の役割分担」（交通事業者の役割）に必要な文言を追記します。
2	宮崎交通(株) 代表取締役社長 社会福祉協議会 副会長	37	第4章 目標達成のための施策・事業 (取組1-1) バス利用促進協議会の設置 と効果的な利用促進策の検討・実施	バスの利用促進を図るためには、各種施策へ利用者の声を反映させる必要がある。	今後、利用促進策を検討していく上で、利用者の声の反映は非常に重要であることから、バス利用促進協議会（仮称）において利用者の声を踏まえる旨追記し、アンケートを実施するなど、その把握に努めます。
3	延岡河川国道 事務所長	37	第4章 目標達成のための施策・事業 (取組1-1) バス利用促進協議会の設置 と効果的な利用促進策の検討・実施	目標達成のための各種施策・事業について、ターゲットを明確にすべき。	利用者数の増加を図っていく上で、ターゲットの明確化は不可欠であることから、バス利用促進協議会（仮称）における取組例に「主な対象」を追記し、今後、しっかりとターゲットを明確にしながら、利用促進策を検討・実施してまいります。
4	宮崎交通(株) 代表取締役社長	38	第4章 目標達成のための施策・事業 (取組1-2) デジタル技術を活用した利便性向上	地域住民だけでなく、インバウンドを含めた交流人口のための移動手段の確保という点についても言及してほしい。	人口減少下において、バス路線を維持していく上で、域外からの利用者の確保は重要であることから、県観光振興計画とも整合を図り、取組1-2においてMaaSを推進することとしています。本取組がインバウンドを含めた観光客の利用促進を目的としている旨明記します。

宮崎県地域公共交通計画（素案）に対する協議会からの御意見について

番号	所属	該当ページ	該当箇所・項目	該当部分及び御意見の要旨	考え方
5	宮崎大学 特別教授	40	第4章 目標達成のための施策・事業 (取組2-1) 関係機関との連携・共創による運行の最適化	交通モード間の「結節強化」は重要な要素であるため、道路管理者等も含めて協議の上、長期的な視点でバス停の整備などにも取り組んでいただきたい。	利用者の利便性向上を図る（利用者数の増加を図る）上で、バス停の環境整備は重要な要素であることから、結節強化に向けた検討会のテーマの1つとして関係者間で協議してまいります。
6	宮崎交通(株) 代表取締役社長	45	第4章 目標達成のための施策・事業 (取組3-2) 大型二種免許の取得支援等による運転士確保	運転士確保の取組としては、女性運転士の確保や移住者の取り込み等の観点も考えられる。	バス路線の維持を図っていく上で、運転士確保は大きな課題であることから、就職説明会の県内外での開催や女性運転士の確保に向けた取組の推進について追記します。
7	九州運輸局 交通企画課長	47	第5章 計画の達成状況の評価、推進体制	計画を作って終わりではなく、進捗管理を実施していくことが肝要であり、当初の計画どおりPDCAサイクルを回していただきたい。	計画に記載のPDCAサイクルを着実に進め、進捗管理を行ってまいります。